

2022年
10月から

健康保険法が改正されます

育児休業期間中の保険料免除要件の見直し

育児休業中は「育児休業等を開始した日が含まれる月から、終了した日の翌日が含まれる月の前月までの期間」、保険料が免除されます。2022年10月以降は、さらに**同月内に2週間以上の育児休業を取得した場合**でも、当該月の保険料が免除されます。



また、賞与にかかる保険料については、2022年9月までは、賞与月の月末時点で育児休業を取得している場合は、賞与の支払いを受けていても賞与にかかる保険料が免除されますが、2022年10月からは、**1カ月を超える育児休業を取得している場合に限り**、免除の対象とすることになります。

※2022年10月から、育児休業に「産後パパ育休（出生時育児休業）制度」が新設されます。取得期間中は保険料が免除されます。

2022年度の保健事業について

■昨年から継続事業およびその変更点

項目	対象者	自己負担額	変更点
検査項目が多いのでおススメ 一般健診	ご家族（被扶養者）	全額、健保負担	※40歳以上の方でも受診可能です。
特定健診	40歳以上のご家族（被扶養者）	全額、健保負担	
人間ドック	40歳以上の社員（被保険者）とご家族（被扶養者）	1人あたり15,000円	※2021年度より脳検査（オプション）の対象年齢を拡大しています。
自治体主催の健康診断	自治体から指示があった方	全額、健保補助	
単独がん検診	社員（被保険者）とご家族（被扶養者）とも検査内容によって受診の可・不可あり	全額、健保負担	
特定保健指導	社員（被保険者）とご家族（被扶養者）の対象者	全額、健保負担	
重症化予防指導	社員（被保険者）とご家族（被扶養者）の対象者	全額、健保負担	
各種予防接種	社員（被保険者）とご家族（被扶養者）	接種内容によって異なる	
保養所	希望者	施設によって異なる	
スポーツクラブ利用補助	希望者	都度利用プランと月会費プランあり	
ヘルスケアポイントの付与	社員（被保険者）とご家族（被扶養配偶者）		※2022年度の付与条件やポイントに追加・変更があります（詳細はP9をご覧ください）。
禁煙対策	社員（被保険者）とご家族（被扶養者）	禁煙外来の治療費として1人あたり上限10,000円の補助	

◆ヘルスケアポイントの2022年度の付与条件等について

付与条件	付与ポイント	注意点
マイポータルの初回ログイン	50ポイント	
マイポータルの閲覧	1ポイント	※1日1回限り
配偶者（被扶養者）の一般健診の受診	1,000ポイント	※40歳以上の方にも付与
40歳以上の配偶者（被扶養者）の特定健診の受診	1,000ポイント	
人間ドックの受診	1,500ポイント	
配偶者（被扶養者）の単独がん検診の受診	500ポイント	
配偶者（被扶養者）の方で、パート先やアルバイト先で健康診断を受けた際の健康診断書・問診票の提出	1,000ポイント	※当健康保険組合が補助する健康診断、人間ドックを受けていない場合に限る
健康診断の結果で血糖や脂質、血圧、BMIが基準値以内だった場合、初年度に付与	500ポイント	
健康診断の結果で血糖や脂質、血圧、BMIが2年連続基準値以内だった場合	1,000ポイント	
健康診断の結果で血糖や脂質、血圧、BMIが基準値以内で1年を通じて医療機関を受診しなかった場合	1,000ポイント	
特定保健指導の終了	500ポイント	
特定保健指導終了者の翌年の健康診断の結果で血糖や脂質、血圧、BMIが基準値以内	1,000ポイント	
重症化予防指導の終了	500ポイント	
重症化予防指導終了者の翌年の健康診断の結果で血糖や脂質、血圧、BMIが基準値以内	1,000ポイント	

2022年度の新規事業

◆（歯科対策）歯周病の検査キャンペーンを実施します。

- 自宅で手軽にできる郵送による歯周病のリスク検査です。
- 付属の依頼書で申し込んでください。
申し込みいただいた方全員に素敵なプレゼントを差し上げます。
- キャンペーン期間は2022年10月1日（土）から10月31日（月）までです。
※10月31日（月）までに必着



12～13ページの歯科関連の記事もあわせてお読みください。